

## 地権者の方との現地立会い及び確認を実施しました

令和7年7月8日

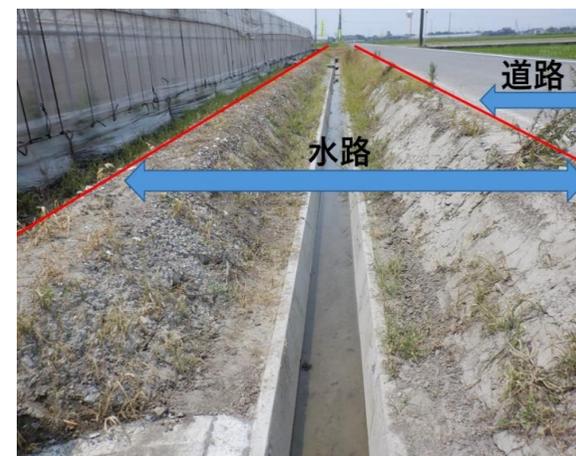
梅雨の兆しが見え始めた6月上旬、当事業換地区の浅川工区で地権者の方との現地立会い及び確認を実施しました。

現地立会いは工事実施前に事業施工区域を確定する境界測量の際や工事施工前後の用地境界を確認する場合に実施しています。今回は、工事施工後の水路の用地境界を確認するため、右下写真のとおり現地立会いを実施しました。本立会を受けて今後の予定としては用地の確定測量を実施し、換地処分の手続きに入っていくこととなります。

当事業所が行う区画整理事業は個人財産の形状変更を伴う工事なので、地権者の方に納得していただくことが重要です。事業所では、日頃より丁寧な説明を行い、地権者の方に納得いただける説明を行ってまいりますので、今後とも事業にご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



現地立会いの状況。



上記の写真のように用地境界を確認。